

札幌市・大田広域市姉妹都市提携15周年記念事業に係る
経済セミナー企画・運営等業務 仕様書

1 事業名

札幌市・大田広域市姉妹都市提携15周年記念事業に係る経済セミナー企画・運営等業務

2 事業の目的

本市では、姉妹都市交流や経済交流に係る MOU 締結で構築した海外都市とのネットワークをもとに、関係機関等とも連携しながら、市内企業の新たな海外市場への参入や海外投資誘致に向けた取り組みを実施している。

このたび、札幌市・大田広域市が姉妹都市締結 15 周年を迎えるにあたり、両市間で訪問団の往来が予定されているところであり、経済分野での交流として、経済セミナーの実施を計画しているところである。

本業務については札幌市訪問団が大田広域市へ 8 月に訪問を予定していることから、同期間にて大田広域市で実施する経済セミナーの企画・運営のほか、札幌市内企業の参加募集等を行うものである。

3 委託期間

契約開始日から令和7年 9 月 30 日(火)まで

4 経済セミナーの概要

札幌市では「観光」、「食」、「環境(エネルギー)」、「健康福祉・医療」、「IT・クリエイティブ」を5つの重点分野として産業振興に取り組んでいる。一方で、韓国・大田広域市は大徳研究開発特区をはじめ、韓国国内でも有数の科学技術産業が集積しており、IT・ICT 技術をはじめ、これに関連したスタートアップ企業などが立地している。

今回の経済セミナーを開催するにあたり、大田広域市側の調整としては、大田広域市から大田創造経済革新センター、大田テクノパークの入居企業を中心に参加を募る予定であることから、先端科学技術を有するIT・ICT 関連企業やスタートアップ企業の参加が見込まれる。

このため、本経済セミナーにおいては上記分野の企業が興味を持つ講演内容を選定するほか、札幌市への投資・企業誘致の PR 実施、日韓の参加者同士での交流会を通じた海外展開・協業などを目指すことを念頭に経済セミナーを実施することとする。

(1) 日程

令和 7 年 8 月 9 日(土)14 時～17 時

日程は現時点の想定であり、委託者と協議の上決定すること。

(2) 会場

大田広域市と調整中

・大田創造経済革新センターセミナールーム、大田コンベンションセンター等を想定。

(3) 想定参加者人数

合計 50 名から 100 名程度

(参加者として、大田広域市の関係者、大田市内の企業関係者、大学等教育関係者、学生等を想定)

(4) 当日の実施想定(案)

本業務により実施する経済セミナーは、「講演会」と「企業交流会」の2部構成とする。

【第1部 講演会】

- ・札幌市挨拶(登壇者未定)
- ・大田広域市挨拶(登壇者未定)
- ・札幌市プレゼン
- ・講演(講師 3 名を想定)
- ・質疑応答

【第2部 企業交流会】

- ・札幌市企業による自己紹介
- ・希望企業同士の交流会・商談等

(5) 経済セミナー参加費用

無料

5 業務委託の内容

(1) 札幌市・大田広域市姉妹都市提携 15 周年経済セミナーの企画・運営

ア 経済セミナー(講演会・交流会)の企画・運営

- ・委託者との協議により、セミナー内容の詳細を企画すること。

イ 会場の手配・設営等

- ・会場の予約・手配等については委託者にて行う。設営・撤去については委託者にて実施予定であるが、必要に応じて設営・撤去の一部(机・椅子の配置など)を行う可能性がある。

- ・セミナー実施に必要な機器類(資料投影する場合のパソコンや、通訳手法に応じた通訳機器など)は、会場の状況に応じて、受託者にて用意すること。

ウ 講演者のリストアップ等

- ・4に記載したセミナーを実現するため、講演者および講演内容を選定し、出演交渉・調整を行うこと。

- ・また、出演決定後もセミナーが円滑に進むよう、事前の打ち合わせを十分に行うこと。

エ 講演者の経費の支払い

- ・講演者に係る渡航費、宿泊費、報酬等について支払いを行うこと。

オ 当日の運営

- ・セミナーが滞りなく実施されるよう、十分なスタッフ、通訳、司会等を確保すること。
- ・運営計画、マニュアル、進行台本を作成し、事前に委託者と内容の調整を行うこと。

- ・音響、誘導、司会進行、登壇者のアテンドの他、当日の進行を滞りなく行うこと。

カ 連絡調整

- ・大田広域市との連絡、調整等については原則委託者にて実施するが、委託者からの指示により、大田側関係者と連絡調整を行うこと。

(2) 札幌市内参加企業、参加者の募集・取りまとめ

ア 広報・周知

- ・本経済セミナーを周知するチラシ等(電子データを想定)を作成し、市内企業等への周知を行うこと。チラシの作成に当たっては、日本語版・韓国語版それぞれを作成する。作成にあたっては委託者の校正を受け、了解を得ること。

イ 募集・取りまとめ等

- ・広報・周知後、申し込み企業・参加者の取りまとめ、問い合わせ対応を行うこと。また、定期的に委託者に参加人数等の情報を参加者名簿等により報告すること。

ウ 企業交流会の調整

- ・参加申し込みのあった企業・参加者について、大田広域市企業等との交流希望について確認すること。
- ・なお、希望が多数あった場合は、事前調整のうえ参加者等を決定すること。

エ 各種案内

- ・大田広域市滞在期間中のスケジュール等を作成し、期間中のスケジュール等を日本側参加者に適宜案内を行うこと。

オ 費用について

- ・経済セミナーへの参加企業・参加者についての旅費・滞在費等のすべての費用は、参加企業・参加者の自己負担とする。

(3) 実施報告書の作成

受託者は業務完了後、速やかに実施報告書を作成のうえ、委託者に提出すること。提出方法は紙(2部)および電子データによること。

6 成果物およびその帰属について

(1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章第3節第2款に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)を有する場合においても、委託者又は委託者が指定する第三者に対し、これを行使しないものとする。

(2) (1)の規定は、受託者の従業員、再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3) 受託者は、委託者に対し、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章第3節第3款に規定する権利(以下「著作権」とい

う。)を無償で譲渡するものとする。

(4)(3)は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。

(5)受託者は成果物について、第三者の著作者人格権、著作権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物(以下「現著作物」という。)である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。

(6)当該成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者であった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

7 環境への配慮について

業務においては、札幌市の環境マネジメントシステム に準じ、環境負荷低減に努めること。

(1)電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2)ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3)両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4)自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5)業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 個人情報の取り扱いについて

(1)受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報取扱安全管理基準」を遵守しなければならない。

(2)受託者は、本事業への参加者に係る個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3)受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月 20 日までに委託者に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間

の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

9 その他特記事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (2) 委託者は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (3) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。
- (4) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。